

三重県総合評価方式評価項目事前確認登録について

平成30年7月25日制定

平成31年2月1日改正

公共事業運営課

1 評価項目事前確認登録の取扱い

入札参加者の提出書類の軽減を目的として、評価項目事前確認登録の取扱いを以下のとおり定めます。

(1) 事前確認登録

事前確認登録とは、総合評価方式の入札案件ごとに、提出が必要な評価項目の確認資料を、事前に確認を行いその結果を登録しておくことで、入札案件ごとの提出が省略できる登録制度とします。

(2) 対象

ア 対象

三重県が総合評価方式により発注する建設工事又は業務委託を対象とします。

イ 対象者

アで規定する、建設工事又は業務委託の入札参加者になりうる者のうち、事前確認登録を希望する者とします。

ウ 対象評価項目

事前確認登録の対象となる評価項目は次のとおりとします。

- ①次世代育成支援活動実績
- ②男女共同参画活動実績
- ③環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS）
- ④品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）
- ⑤労働安全衛生マネジメントシステムの認証（建設工事のみ）

(3) 申請

事前確認登録の申請は、(2)のイで規定する者が評価項目事前確認登録申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）により行うものとします。

(4) 事前確認登録と通知

事前確認登録は、三重県県土整備部公共事業運営課（以下、「公共事業運営課」という。）が行うものとします。(3)の規定により提出された申請書の確認後、当該申請に係る事項を事前確認登録管理表（以下、「登録管理表」という。）に登録し、その内容を申請者に評価項目事前確認結果登録通知書（様式2）（以下、「通知書」という。）により通知します。

各評価項目の事前確認は、通知日における申請者の実績（認証）の有無を下表により行います。

通知書の写しを技術資料（技術提案書）に添付することで、事前に確認を受けた

評価項目の確認資料の提出を省略できるものとします。

ただし、業務委託の品質マネジメントシステムの認証（IS09000S）において、申請者（入札参加者）と異なる（配置予定の管理技術者が所属する）組織で評価を受けたい場合は、確認資料の提出が省略できないものとします。

評価項目	評価方法
次世代育成支援活動実績	育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価します。 就業規則等に育児休業制度に関する項目、対象となる労働者の範囲、取得に必要な手続き、育休期間、育児休業中の賃金の支払いの有無などが規定されている場合に評価の対象とします。
男女共同参画活動実績	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価します。 なお、実際の入札案件では、入札公告日（業務委託の場合は指名通知日で以下同じ。）が労働局の受付日以降かつ計画期間に含まれていない場合、又は入札公告日が計画期間内であっても、一般事業主行動計画策定届が労働局に受理されていない場合は、評価の対象としません。
環境マネジメントシステムの認証 （IS014001、M-EMS）	IS014001又はM-EMSの認証を取得している場合に評価します。 なお、実際の入札案件では、「環境マネジメントシステムの認証」の評価項目として、IS014001とM-EMSは重複して評価しません。
品質マネジメントシステムの認証 （IS09000S）	IS09000Sの認証を取得している場合に評価します。
労働安全衛生マネジメントシステムの認証	労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン（建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む）に沿った取り組みの認証を取得している場合に評価します。

（５） 登録内容の用途

登録内容は、申請者が入札に参加した（２）の**ア**で規定する、建設工事又は業務委託の技術審査会が評価を行う際に用いるものとします。

（６） 有効期限

有効期限は、通知書の通知日から各評価項目の有効期限までとします。

2 事前確認登録の申請等マニュアル

事前確認登録の申請にあたり、記載要領、提出方法、期間、添付資料及び入札参加時の提出資料など、その他必要な事項を記載した申請等マニュアルを以下のとおり定めます。

(1) 申請書

ア 記載要領

- (ア) 事前確認登録を希望する評価項目は、「事前確認」欄に「○」を記載してください。
- (イ) 「確認資料」欄は、事前確認登録を希望する評価項目が確認できる資料を記載してください。
- (ウ) 「問合せ先」欄は、申請書の内容等について問合せをすることがありますので、必ず記載してください。

イ 提出方法

公共事業運営課へ、書面を1部、郵送又は持参により提出してください。

住所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県県土整備部公共事業運営課総合評価班

電話 059-224-2696

ウ 提出期間

申請書の受付は、休日を除く午前9時00分から午後5時00分までとします(ただし、正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 申請書に添付する確認資料

事前確認登録を希望する評価項目は、次の確認資料を申請書に添付して提出してください。

ア 次世代育成支援活動実績

- (ア) 就業規則等の写しと、育児休業の規定などを別に設けている場合はその写し。(別紙1参照)

イ 男女共同参画活動実績

- (ア) 労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定届の写し。(別紙2参照)

ウ 環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)

- (ア) 認証機関の登録証等の写し。
- (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。

エ 品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)

- (ア) 認証機関の登録証等の写し。
- (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。

オ 労働安全衛生マネジメントシステムの認証

- (ア) 認証機関の評価証、適合証明書等の写し又は労働安全衛生法第88条の規定による届出をする事業者のうち労働基準監督署長の認定を受けた認定事

業者については認定がわかる資料の写し。

- (イ) 申請者が認証の範囲に含まれていることが登録証だけで確認出来ない場合は、付属書などの認証範囲が分かる資料の写し。

(3) 事前確認登録の通知

- ア 提出された申請書は、毎月末日を締めとして確認及び登録を行い、翌月末日までに、申請者に通知書を発送します。
- イ 通知書の内容は、通知日における申請者の実績（認証）の有無を、各評価項目の評価方法により確認したものです。
- ウ 通知書は再発行しません。万が一紛失等された場合は、再度申請の手続きをしてください。

(4) 事前確認登録の変更

- ア 通知書に記載された登録内容に変更があった場合は、速やかに変更申請をしてください。
- イ 評価項目の変更が一つだけであっても、事前確認を希望する全ての評価項目について、確認資料を添付のうえ変更申請してください。

(5) 入札参加時について

ア 入札参加時の提出資料

入札参加時には、技術資料（技術提案書）に通知書の写しを添付して提出してください。

イ 実際の入札案件での評価

通知書の登録内容が実績（認証）ありとなっても、実際の入札案件の技術審査会で、実績（認証）なしと評価される場合があります。

ウ 有効期限が切れたときは

通知書の内容に変更があった場合、その評価項目は入札案件の技術資料作成上の留意事項（技術提案書作成等説明書）に従い、確認資料を提出してください。

また、有効期限が切れるなど、実績（認証）がなくなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。

エ その他

虚偽の申告がなされた場合、その入札が不正・不誠実な行為とみなす場合があります。

評価項目事前確認登録申請書

平成 年 月 日

三重県県土整備部長 あて

住 所
会 社 名
代表者氏名



三重県が発注する総合評価方式による建設工事の一般競争入札に参加するにあたり、下記の評価項目について確認資料を添付して事前確認を申請します。

記

事前確認	評価項目	確認資料
	次世代育成支援活動実績	
	男女共同参画活動実績	
	環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)	
	環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)	
	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	
	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	

- ・事前確認を希望する評価項目について、「事前確認」欄に「○」を記入してください。
- ・添付する資料を「確認資料」欄に記入してください。

【問合せ先】

所属・部署	
担当者氏名	
電話番号	

様式1（申請書：業務委託用）

評価項目事前確認登録申請書

平成 年 月 日

三重県県土整備部長 あて

住 所
会 社 名
代表者氏名



三重県が発注する総合評価方式による業務委託の指名競争入札に参加するにあたり、下記の評価項目について確認資料を添付して事前確認を申請します。

記

事前確認	評価項目	確認資料
	次世代育成支援活動実績	
	男女共同参画活動実績	
	環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)	
	環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)	
	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	

- ・事前確認を希望する評価項目について、「事前確認」欄に「○」を記入してください。
- ・添付する資料を「確認資料」欄に記入してください。

【問合せ先】

所属・部署	
担当者氏名	
電話番号	

様式1（申請書：建設工事用）

記入例

評価項目事前確認登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県県土整備部長 あて

住 所 〇〇市字〇〇 〇〇番地

会 社 名 〇〇建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

三重県が発注する総合評価方式による建設工事の一般競争入札に参加するにあたり、下記の評価項目について確認資料を添付して事前確認を申請します。

記

事前確認	評価項目	確認資料
○	次世代育成支援活動実績	就業規則及び育児・休業規定の写し
○	男女共同参画活動実績	女性活躍推進法の一般事業主行動計画書の写し
○	環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)	認定書及び付属書の写し
	環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)	
○	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	認定書及び付属書の写し
○	労働安全衛生マネジメントシステムの認証	認定書及び付属書の写し

- ・事前確認を希望する評価項目について、「事前確認」欄に「○」を記入してください。
- ・添付する資料を「確認資料」欄に記入してください。

【問合せ先】

所属・部署	〇〇〇〇〇
担当者氏名	〇〇 〇〇〇
電話番号	〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

様式1（申請書：業務委託用）

記入例

評価項目事前確認登録申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

三重県県土整備部長 あて

住 所 〇〇市字〇〇 〇〇番地
会 社 名 〇〇コンサルタント株式会社
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

三重県が発注する総合評価方式による業務委託の指名競争入札に参加するにあたり、下記の評価項目について確認資料を添付して事前確認を申請します。

記

事前確認	評価項目	確認資料
○	次世代育成支援活動実績	就業規則及び育児・休業規定の写し
○	男女共同参画活動実績	女性活躍推進法の一般事業主行動計画書の写し
	環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)	
○	環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)	登録証の写し
○	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	認定書及び付属書の写し

- ・事前確認を希望する評価項目について、「事前確認」欄に「○」を記入してください。
- ・添付する資料を「確認資料」欄に記入してください。

【問合せ先】

所属・部署	〇〇〇〇〇
担当者氏名	〇〇 〇〇〇
電話番号	〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

平成 年 月 日

様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

評価項目事前確認結果登録通知書

貴社から申請のあった評価項目の事前確認について、下表のとおり確認結果を通知します。
三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、技術資料に当通知書の写しを添付することで、実績が確認された評価項目は確認資料の提出を省略することが出来ます。

登録番号		-
評価項目	確認結果 (実績が確認できなかった場合は、その理由)	
次世代育成支援活動実績		
男女共同参画活動実績		
環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)		
環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)		
品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)		
労働安全衛生マネジメントシステムの認証		

【注意事項】

- (1) 申請内容に変更があった場合は、速やかに登録の変更申請をしてください。変更申請の手続きが技術資料の提出期限までに完了しない場合、その評価項目は入札案件の技術資料作成上の留意事項に従い、確認資料を提出してください。
また、有効期限が切れるなど実績（認証）が無くなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。
- (2) 虚偽の申告がなされた場合、その入札が不正・不誠実な行為とみなす場合があります。
- (3) 当通知書は、三重県が総合評価方式により発注する案件の評価項目について、通知日における申請者の実績又は認証を確認したものです。

問合せ先
三重県県土整備部公共事業運営課
電話 059-224-2696

平成 年 月 日

様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

評価項目事前確認結果登録通知書

貴社から申請のあった評価項目の事前確認について、下表のとおり確認結果を通知します。
三重県が総合評価方式により発注する業務委託において、技術提案書に当通知書の写しを添付することで、実績が確認された評価項目は確認資料の提出を省略することが出来ます。

登録番号		-
評価項目	確認結果 (実績が確認できなかった場合は、その理由)	
次世代育成支援活動実績		
男女共同参画活動実績		
環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001)		
環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)		
品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)		

【注意事項】

- (1) 申請内容に変更があった場合は、速やかに登録の変更申請をしてください。変更申請の手続きが技術提案書の提出期限までに完了しない場合、その評価項目は入札案件の技術提案書作成等説明書に従い、確認資料を提出してください。
また、有効期限が切れるなど実績（認証）が無くなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。
- (2) 虚偽の申告がなされた場合、その入札が不正・不誠実な行為とみなす場合があります。
- (3) 当通知書は、三重県が総合評価方式により発注する案件の評価項目について、通知日における申請者の実績又は認証を確認したものです。

問合せ先
三重県県土整備部公共事業運営課
電話 059-224-2696

通知例

平成30年10月31日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

評価項目事前確認結果登録通知書

貴社から申請のあった評価項目の事前確認について、下表のとおり確認結果を通知します。
三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、技術資料に当通知書の写しを添付することで、実績が確認された評価項目は確認資料の提出を省略することが出来ます。

登録番号		24000000 - 1
評価項目	確認結果 (実績が確認できなかった場合は、その理由)	
次世代育成支援活動実績	評価対象 就業規則及び育児休業規定 有効期限 改正されるまで 労働基準監督署受理日 2015年3月18日	
男女共同参画活動実績	評価対象 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書 計画開始日 2018年5月1日 計画終了日 2022年4月30日 労働局受理日 2018年4月20日	
環境マネジメントシステムの認証（ISO14001）	認証範囲 土木工事の施工 発行日 2018年1月15日 有効期限 2021年2月13日	
品質マネジメントシステムの認証（ISO9000S）	認証なし 通知日において、有効期限切れ。	
労働安全衛生マネジメントシステムの認証	認証範囲 土木工事の施工 発行日 2016年9月20日 有効期限 2019年11月14日	

【注意事項】

- 申請内容に変更があった場合は、速やかに登録の変更申請をしてください。変更申請の手続きが技術資料の提出期限までに完了しない場合、その評価項目は入札案件の技術資料作成上の留意事項に従い、確認資料を提出してください。
また、有効期限が切れるなど実績（認証）が無くなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。
- 虚偽の申告がなされた場合、その入札が不正・不誠実な行為とみなす場合があります。
- 当通知書は、三重県が総合評価方式により発注する案件の評価項目について、通知日における申請者の実績又は認証を確認したものです。

問合せ先
三重県県土整備部公共事業運営課
電話 059-224-2696

通知例

平成31年3月29日

〇〇コンサルタント株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 様

三重県県土整備部長
(三重県公共事業総合推進本部副本部長)

評価項目事前確認結果登録通知書

貴社から申請のあった評価項目の事前確認について、下表のとおり確認結果を通知します。
三重県が総合評価方式により発注する業務委託において、技術提案書に当通知書の写しを添付することで、実績が確認された評価項目は確認資料の提出を省略することが出来ます。

登録番号		50000000 - 1
評価項目	確認結果 (実績が確認できなかった場合は、その理由)	
次世代育成支援活動実績	評価対象 就業規則及び育児休業規定 有効期限 改正されるまで 労働基準監督署受理日 2015年3月18日	
男女共同参画活動実績	評価対象 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書 計画開始日 2018年5月1日 計画終了日 2022年4月30日 労働局受理日 2018年4月20日	
環境マネジメントシステムの認証 (M-EMS)	認証範囲 建設コンサルタント業務 登録日 2017年4月1日 有効期限 2020年3月31日	
品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	認証なし 通知日において、有効期限切れ。	

【注意事項】

- (1) 申請内容に変更があった場合は、速やかに登録の変更申請をしてください。変更申請の手続きが技術提案書の提出期限までに完了しない場合、その評価項目は入札案件の技術提案書作成等説明書に従い、確認資料を提出してください。
また、有効期限が切れるなど実績（認証）が無くなった場合は、実績（認証）なしで申告してください。
- (2) 虚偽の申告がなされた場合、その入札が不正・不誠実な行為とみなす場合があります。
- (3) 当通知書は、三重県が総合評価方式により発注する案件の評価項目について、通知日における申請者の実績又は認証を確認したものです。

問合せ先
三重県県土整備部公共事業運営課
電話 059-224-2696

就 業 規 則

株式会社 ○○○○

入札参加者の会社名が
わかるようにしてくだ
さい。



労働基準監督署の受付印がわかるように
してください。

就業規則

第1章 総則

•

•

•

第〇章 休暇 等

(育児休業等)

第〇条 従業員は、1歳に満たない子を養育するため必要があるときは、会社に申し出て育児休業をする事ができる。

2 育児休業制度の適用を受ける事ができる従業員の範囲その他必要な事項については「育児休業などに関する規定」で定める。

.....

(附則)

本規則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

規則の適用日（改訂日）
 がわかるページも添付
 してください。

- ・育児休業の具体的な内容が規則や規定などに定めている場合は、規則や規定も提出してください。

育児・介護休業等規定

入札参加者の会社名がわかるようにしてください。

株式会社 ○○○○



労働基準監督署の受付印がわかるようにしてください。

育児・介護休業等に関する規定

第1章 目的

(目的)

第1条

本規定は、従業員の育児・介護休業、子の看護休暇、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

.....

第2章 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第2条

- 1 育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規定に定めるところにより育児休業をすることができる。
- 2 育児休業中の従業員又は配偶者が育児休業中の従業員は、次の事情がある場合に限り、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、.....
 - (1)
 - (2)

(育児休業の申出の手続等)

第3条

- 1 育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第2項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前）までに、育児休業申出書（社内様式1）を人事部労務課に提出することにより申し出るものとする。

なお、.....
- 2 申出は.....
- 3

(育児休業の申出の撤回等)

第4条

- 1 申出者は、.....

(育児休業の期間等)

第5条

- 1 育児休業の期間は、原則として、.....
- 2

.....

第〇章 その他の事項

(附則)

本規定は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

規則や規定の適用日（改訂日）がわかるページも添付してください。

「女性活躍推進法」又は「次世代法・女性活躍推進法一体型」を評価します。

労働局の受付印の日付がわかるようにしてください。

様式第1号(省令第一

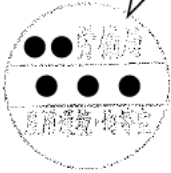
条関係)

(第一面)

女性活躍推進法

(日本工業規格A列4番)

都道府県労働局 殿



一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 平成 29 年 4 月 1 日

(ふりがな) かぶしが いしゃ えい
一般事業主の氏名又は名称 株式会社 A

(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役 ○○○○ 印
まるまるまるまる

住 所 〒514-○○○○
三重県津市○○○

電 話 番 号 △△△-△△△△-△△△△

一般事業主行動計画を (策定・変更) したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数
〔男性労働者の数〕
〔女性労働者の数〕

女性活躍推進法であることを確認してください

2. 一般事業主行動計画を (策定・変更) した日 平成 29 年 4 月 1 日
3. 変更した場合の変更内容
① 一般事業主行動計画の計画期間
② 目標又は女性活躍推進対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
① 事業所内の見やすい場所への掲示
② 書面の交付

入札公告日(指名通知日)が、労働局の受付印の日付以降かつ計画期間に含まれている場合に評価します。

6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
① インターネットの利用 (自社のホームページ、女性活躍・両立支援総合サイト、その他 ())
② その他の公表方法 ()
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
① インターネットの利用 (自社のホームページ、女性活躍・両立支援総合サイト、その他 ())
② その他の公表方法 ()
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
(1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (済)
(2) 選択項目の状況把握・分析の実施 (把握した場合、その代表的なもののみを記載)
(各職階の労働者に占める女性労働者の割合及び役員に占める女性の割合)

一般事業主行動計画の担当部局名 ○○○○部

(ふりがな) まるまるまるまる
担当者の氏名 ○○○○